

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,681,296千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,700,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令 和 7 年 2 月 21 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,353,625	千円 △2,011,618	千円 3,342,007
1 使用料及び手数料		714,465	28	714,493
	1 使 用 料	714,465	28	714,493
2 財産収入		8,461	57,234	65,695
	2 財産売払収入	0	57,234	57,234
3 繰 越 金		1	37,749	37,750
	1 繰 越 金	1	37,749	37,750
4 諸 収 入		197,598	△102,943	94,655
	1 雑 入	197,598	△102,943	94,655
5 県 債		4,433,100	△2,011,900	2,421,200
	1 県 債	4,433,100	△2,011,900	2,421,200
6 繰 入 金		0	8,214	8,214
	1 一般会計繰入金	0	8,214	8,214
(港湾整備事業勘定)		1,028,512	△669,678	358,834
1 使用料及び手数料		10,092	1,344	11,436
	1 使 用 料	10,092	1,344	11,436
2 財産収入		1,017,013	△858,343	158,670
	1 財産運用収入	69,913	16,831	86,744
	2 財産売払収入	947,100	△875,174	71,926

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		千円 1,407	千円 Δ1,148	千円 259
	1 雑 入	1,407	Δ1,148	259
4 繰 越 金		0	12	12
	1 繰 越 金	0	12	12
5 繰 入 金		0	188,457	188,457
	1 基金繰入金	0	188,457	188,457
歳 入 合 計		6,382,137	Δ2,681,296	3,700,841

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 5,353,625	千円 Δ2,011,618	千円 3,342,007
1 土 木 費		5,353,625	Δ2,011,618	3,342,007
	1 港 湾 費	4,327,248	Δ2,011,186	2,316,062
	2 公 債 費	1,026,377	Δ432	1,025,945
(港湾整備事業勘定)		1,028,512	Δ669,678	358,834
1 土 木 費		1,028,512	Δ669,678	358,834
	1 財産管理費	1,028,512	Δ669,678	358,834
歳 出 合 計		6,382,137	Δ2,681,296	3,700,841

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
(港湾施設整備事業勘定)			千円 40,000
1 土木費			40,000
	1 港湾費		40,000
		港湾施設整備費	40,000
(港湾整備事業勘定)			105,000
1 土木費			105,000
	1 財産管理費		105,000
		港湾管理費	105,000
合 計			145,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 4,433,100	債券発行又は普通貸借（借入先） （財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他（借入時期） 令和6年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 （ただし、見直し方式で借り入れする資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率）	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以上）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 2,421,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	4,433,100				2,421,200			